三宅税理士法人事務所通信

Progress ~ 進步

一期一会

7年2月号 2025年2月発行 三宅税理士法人 代表社員 鳥越俊佑 (中国税理士会 倉敷支部会員) 倉敷市中島2370番地14 TEL 086 - 466 - 1255 FAX 086 - 466 - 1288 第213号 発行担当者:山﨑 亜紀

(広告)

早いものであっという間に2月になりました。毎年、経営計画発表会で年間目標を設定しているので、着実に目標を達成できるよう進めていきたいと思っております。

インフルエンザが猛威を振るっていますね。年末年始を挟んで感染者数が減ったものの今後も流行が続く恐れがあるそうです。

花粉症も例年より早く飛散量も多くなる予想となっています。

体調管理をしながら過ごしたいものですね。

今月のテーマ:確定申告

《所得税の確定申告》

所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得のとそれに対する所得税及び復興特別所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続きです。

《確定申告が必要な方》

1: 給与所得がある方

- ・給与の年間収入金額が2,000万円を超える方
- ・給与を1か所から受けていて、給与所得及び退職所得以外の所得金額が20万円を超える方
- ・給与を2か所以上から受けていて、主たる給与以外の給与の収入金額と給与所得及び退職所得以外の金額の合計額が20万円を超える方

給与所得の収入金額の合計額から、所得控除の合計額(雑損控除、医療費控除、寄付金控除及び基礎控除を除く)を差し引いた金額が150万円以下で、更に各種の所得金額(給与所得、退所所得を除く)の合計額が20万円以下の方は、申告不要です。

- ・同族会社の役員やその親族などで、その同族会社から給与のほかに、貸付金の利子や資産の賃借料などを受け 取っている方
- ・災害減免法により所得税の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた方

2:公的年金等に係る雑所得のみの方

公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引いた結果、残額がある方は、確定申告が必要です。ただし、公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告は必要ありません(年金所得者に係る確定申告不要制度)

3:退職所得がある方

外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されないものがある方は、確定申告書の提出が必要です。 退職金などの支払者に『退職所得の受給に関する申告書』を提出した場合、一般的に、退職所得に係る所得税 等は源泉徴収により課税が済むことになりますので、申告書の提出は不要です。ただし、退職所得のある方が 確定申告書を提出する場合は、退職所得を含めて申告する必要があります

4:1~3以外の方

各種の所得の合計額(譲渡所得や山林所得を含む。)から所得控除を差し引き、その金額(課税される所得金額) に所得税の税率を乗じて計算した所得税額から配当控除額を差し引いた結果、残額のある方は、確定申告書の 提出が必要です。

< Visionのご案内 >

毎月開催中の経営計画書作成セミナー: Vision 今月の開催日は2月13日(木)です。 経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、 年に一度、当事務所においで頂き、 経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。 まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
2月13日(木)	12・1・2・3月決算法人様	2月7日(金)
3月27日(木)	1・2・3・4月決算法人様	3月21日(金)
4月10日(木)	2・3・4・5月決算法人様	4月4日(金)



当社は赤い羽根共同募金 寄附付き地域支援プロジェクトに賛同しています

<2月カレンダー>

10	火	*1月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
13	 	*経営計画書作成セミナー:Vision
28	金	*12月決算法人の確定申告・納付期限 *6月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税(4期)の納付期限(消費税年税額400万円超の3・9月決算法人)
		*消費税(毎月納付12月分)の納付期限(消費税年税額4,800万円超の法

《次回(令和7年分)の確定申告にむけて》

確定申告が終わると一息つきたくなりますが、このタイミングで次回の確定申告に向けての準備もお願い致します。

・現金出納帳にその都度記入・残高確認

現金出納帳の残高が合わずに時間が経過してしまうと、その原因を調べる為に膨大な時間と労力がかかって しまいます。必ずその都度現金出納帳の記入を行い、残高を確認しましょう。

・诵帳記入

お忙しくて通帳の記帳ができない事もあるかもしれませんが、現金出納帳同様、時間が経過するとわからなくなることもあります。都度記帳はしていただき、通帳に覚書だけでも記入していただく事をお勧めしています。

・領収書・各種証明書をまとめておく

領収書は現金出納帳記載・通帳記入と同じタイミングで内容を確認してメモをしましょう。 公的機関から届く各種証明書、保険の証明書等をまとめておきましょう。

・医療費を集計しておく

1年間分をまとめて集計すると膨大な時間がかかってしまいます。 日ごろから医療機関ごと、各人別に領収書を分けて集計しておきましょう。

・ふるさと納税の一覧表を作成

寄付金控除証明書を紛失しないよう、まとめて保管しておきましょう。 ふるさと納税をした際に、どの市町村にいくらふるさと納税したか一覧表を作成すると申告の際に総額を確認でき 安心ですね。

確定申告直前にすべてを集計しようとすると労力が大きくなりますので1年間を通じて日々準備をしていくことが 大切になります。

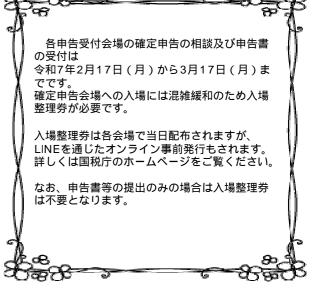
忘れないうちに書類の処理と会計処理を行っておけば、いつどのような取引を行ったのかがわかります。 日々適切に記録を行うことで、確定申告の準備を円滑に進めていきましょう。



《令和6年分確定申告における申告会場》

岡山東	ママカリフォーラム (岡山コンベンションセンター2階	岡山市北区駅元町14番1号	2/17~3/17
岡山西	ママカリフォーラム (岡山コンベンションセンター2階	岡山市北区駅元町14番1号	2/17~3/17
西大寺	西大寺税務署	岡山市東区西大寺中2丁目24番地13号 岡山市北区駅元町14番1号)	2/17~3/17
瀬戸	瀬戸税務署 ママカリフォーラム (岡山コンベンションセンター2階	岡山市東区瀬戸町瀬戸70番地 岡山市北区駅元町14番1号	2/17~3/17
児島	児島税務署	倉敷市児島小川5丁目1番66号	2/17~3/17
倉敷	イオンモール倉敷専門店2 F イオンホール	倉敷市水江1番地	2/17~3/17
玉島	玉島税務署	倉敷市玉島阿賀崎2丁目1番50号	2/17~3/17
津山	津山税務署	津山市田町67番地	2/17~3/17
玉野	玉野税務署	玉野市宇野2丁目4番12号	2/17~3/17
笠岡	笠岡税務署	笠岡市五番町5番48	2/17~3/17
高梁	高梁税務署	高梁市向町13番地	2/17~3/17
新見	新見税務署	新見市新見721番地1号	2/17~3/17
久世	久世税務署	真庭市鍋屋8番地1	2/17~3/17

税目	申告書の受付時期	納付期限	口座振替日
所得税	2月17日(月)~3月17日(月)	3月17日(月)	4月23日(水)
消費税	2月17日(月)~3月31日(月)	3月31日(月)	4月30日(水)
贈与税	2月3日(月)~3月17日(月)	3月17日(月)	



贈与税は口座振替ができません 所得税の還付申告は1月以降受付開始しています

~経営計画発表会を行いました。~

1月17日(金)に経営計画発表会をおこないました。 代表が鳥越に交代してから初の経営計画発表会となり、 全員が各個人の目標を作成、発表し今年一年の決意を 新たにしました。

全員で目標を達成できますよう努力してまいります。 当日の午前中はお休みを頂戴しありがとうございました。

